

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康医療政策課

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	松戸市夜間小児急病センター管理運営委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1 人件費（1人当り） ①医師 ・平日1時間当り 15,000 円 ・平日午後11時以降30分超過毎に 7,500 円 ・土曜日休日1時間当り 16,000 円 ・土曜日休日午後11時以降30分超過毎に 8,000 円 ・年末年始1時間当り 24,000 円 ・年末年始午後11時以降30分超過毎に 12,000 円 ②看護師 ・1時間当り 2,800 円 ・午後11時以降30分超過毎に 1,400 円 2 事務費 月額 3,120,000 円 （消費税及び地方消費税は別途加算）
工事等の概要	松戸市夜間小児急病センターの運営に関する業務

随意契約の理由	急病救急診療事業のうち、松戸市夜間小児急病センターにおいて実施を予定している夜間急病診療事業については、松戸市と一般社団法人 松戸市医師会が、「松戸市夜間急病診療事業協定」を締結し市民の生命と健康の維持推進に努めております。協定において、センターの管理運営は医師会が行うこととされており、また医師会には松戸市内の病院及び診療所の大部分の医師が加入し、その会員が輪番で小児患者の診療をしており、他の者を選定し入札することはできません。従って同医師会から見積を徴し見積価格等を精査したうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により随意契約とするものです。
----------------	---